

入居収入基準

市営住宅を申し込みいただくためには、世帯の収入が市又は国で定める基準に該当していなければなりません。

右の別表は、入居収入基準（月額所得額）の算出方法と入居収入基準額です。この算出方法が複雑であるため、**入居収入基準**（月額所得額）をもとに、収入の種類に応じて年収分の表に書き換えたものが、**入居収入基準早見表**（以下□といいます。）で、14ページの□と□で表示しています。

別表（入居収入基準＝月額所得額）

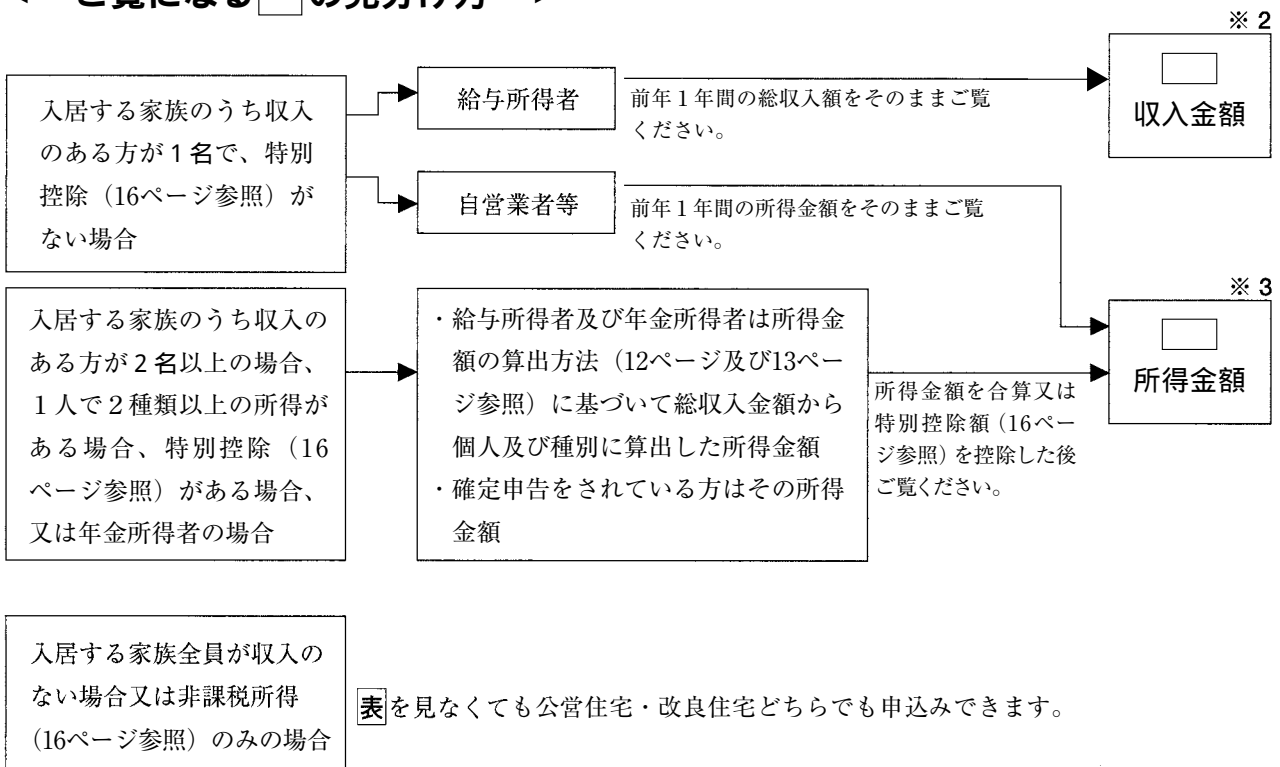
申込者本人及び同居する者の過去1年間の所得金額の合計から同居する者及び現に所得税法上の扶養控除を受けている親族1人につき38万円を控除し、さらに特別控除がある場合は、その額を控除した金額を12で除した額が次の範囲内であること。

- (1)公営住宅 158,000円（※259,000円）以下
- (2)改良住宅 158,000円 以下

※（ ）の金額は、高齢者世帯等に該当する場合の上限の額です。（17ページ参照）

次の見分け方をもとに、それぞれ該当する□をご覧になり申し込みください。 1

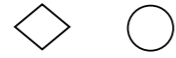
< ご覧になる□の見分け方 >



- 1 前年1月1日から継続して同一の勤務先に勤務している場合、又は営業等をされている場合には、前年1月1日～12月31日までの1年間の収入（所得）によりますが、前年1月2日以降に就職、転職、営業等を開始された方は、15ページの算出方法によって1年間の推定収入（所得）を算出してください。なお、申込時には勤務していても入居契約日までに退職し、以降収入がなくなる方の収入は0円となります。
- 2 □は、会社員、店員、パート、アルバイト、事業専従者等、給与所得者の給料、賃金、賞与等1年間に支払いを受けたすべての収入（総収入金額）を表しています。
- 3 □は、いわゆる所得金額を表しています。所得金額は、自営業者であれば営業等による収入金額から法で認められた必要経費を除いた金額のことです。給与所得者及び年金所得者であれば、総収入金額を12ページ及び13ページの算出方法で算出した金額のことです。

.....

.....



%&

	& +

	& *

(

.....

.....

申込者本人が60歳以上で、同居者すべてが60歳以上である世帯

)